

岐阜県公報

号外(2) 平成二十三年九月一日

目次

公 示

高山都市計画の変更案の縦覧

(都市政策課)

ページ
一

公 示

高山都市計画の変更案の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。
なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに岐阜県に意見書を提出することができる。

平成二十三年九月一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 都市計画の種類
高山都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 都市計画を定める土地の区域
都市計画図書において表示する区域
- 三 都市計画案の縦覧場所
岐阜県都市建設部都市政策課並びに高山市基盤整備部都市整備課、丹生川支所、清見支所、荘川支所、一之宮支所、久々野支所、朝日支所、高根支所、国府支所及びひ宝支所
- 四 縦覧期間
平成二十三年九月一日から
平成二十三年九月十五日まで
- 五 注意事項

岐阜県公報 号外 毎週(火曜日)(金曜日) 発行(休日)に当たる(とき)は翌日

平成二十三年九月一日

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。
また、住所又は主たる事務所の所在地の市町村が、都市計画を定める土地の区域が存する市町村と異なる場合は、当該都市計画の案に対して有する利害関係の内容について記載すること。

平成二十三年九月一日発行

発 行 者
岐 阜 県

岐 阜 県 庁
岐阜市数田南二丁目一番一号

編 集

各務原市テクノプラザ一

ビー・アール・テクノセンター